主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告理由は、違 憲をいうが、所論第一点の実質は、結局、原審が抗告期間の伸長を許さなかつたの は民訴法に違背する旨の単なる法令違反の主張に帰著し、同条所定の場合に当らな いと認められる。また所論第二点は、かりに民訴規則が抗告期間の伸長を許さない 趣旨だとすれば、右規則は民訴法の委任の範囲を逸脱し違憲であるとしてこの決定 を攻撃するが、しかし、原審は、なんら民訴規則自体が所論の如き趣旨まで定めた 規定であると解した形跡はないから、所論は、ひつきよう原判示に副わない仮定の 事実を基礎とする主張にすぎず、違憲の主張としては、前提を欠くものというべき である。よつて、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗告人の負担とすべ きものとし、主文のとおり決定する。

## 昭和三二年九月九日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	5 坂	潤	夫